

熱海市建設工事に係る低入札価格調査制度要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令167条の3により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査する場合（以下「低入札価格調査」という。）の基準等を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 低入札価格の対象となる工事は、設計価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の建設工事とする。ただし、あらかじめ市長が認めた工事は、この限りでない。

2 前項の規定に係わらず予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の10分の7を下回った入札が行われた場合、低入札価格の調査対象工事とすることができる。

(調査基準価格の設定)

第3条 予定価格決定権者は、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で定めなければならない。

2 調査基準価格の算定は次のとおりとし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別なものについては、2の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

4 調査基準価格を定めたときは、予定価格表等に記載しなければならない。

(工事費内訳書の提出)

第4条 設計価格300万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の工事入札は、入札時に入札書と共に工事費内訳書を提出させるものとする。ただし、あらかじめ市長が認めた工事は、この限りでない。

2 前項の場合において、工事内訳書を提出しない者は、当該入札を失格とする。

(入札の執行)

第5条 対象工事に係る入札において開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札参加者に対して落札決定についての保留を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げた上、その入札を終了するものとする。

(入札結果の報告)

第6条 前条に規定する工事入札が行われた場合、経営企画部総務課長(以下「総務課長」という。)は、直ちに入札対象工事を担当する課(以下「工事担当課」という。)の課長に入札結果を報告するものとする。

2 総務課長は、日時等設定の上、速やかに低入札価格調査を実施するものとする。

3 前項に規定する調査は、総務課長及び工事担当課長が必要な職員を指名して行うものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 低入札価格調査については、次に掲げる内容等により、入札者からの事情聴取及び関係機関への照会を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由(工事内訳書等)
- (2) 契約対象工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 手持ち機械数の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し

- (8) 過去に施工した工事名及び発注者と成績
 - (9) 経営状況（保証会社等への照会）
 - (10) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
 - (11) 下請の予定業者名及び予定下請金額
 - (12) その他必要な事項
- （低入札価格審査委員会）

第8条 前条に規定する調査の内容をもとに、最低価格入札者と契約するか否かを審査し、決定するため、低入札価格審査委員会を設置する。

2 低入札価格審査委員会は、経営企画部長を委員長として、総務課長、工事担当課長、指名され調査を行った職員によってその都度構成する。

3 緊急やむを得ない事情により、会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

（調査の報告）

第9条 総務課長は、低入札価格調査を実施した場合は、調査内容について直ちに低入札価格審査委員会の委員長に報告しなければならない。

（審査及び落札決定）

第10条 委員長は、前条の報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、低入札価格調査の内容を審査の上、次に定めるところにより取扱いを決定する。

(1) 審査の結果、最低価格入札者の申込みに係る価格で、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その入札者を落札者と決定する。

(2) 審査の結果、最低価格入札者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち、最低価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る場合には、次順位者に対して第7条から本条までの手続を行う。

（落札結果通知）

第11条 前条の規定により落札者が決定した場合において、最低価格入札者を落札者としたときは、最低価格入札者にその旨を通知し、その他入札者にもその結果を通知する

ものとする。また、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、他の入札者に対しては、次順位者を落札者となった旨の通知をするものとする。

(落札結果理由の説明)

第12条 落札結果については、疑義がある場合は、落札結果通知の日の翌日から3日以内に落札結果理由について、書面により市長に説明を求めることができる。

(1) 前項の書面の提出先は、経営企画部総務課とする。

(2) 市長は、前項の規定により説明を求める書面が提出されたときは、落札結果理由の説明を求めることのできることを定めた期間の最終日の翌日から7日以内に説明を求めた者に対して、原則として書面により回答するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。